禁裏御所御用日記 七五

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

大正
6. 4. 13
購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

享保十三年 式

一日 四日 [illegible]

二日 [illegible]

三日 [illegible]

四日 儲君[illegible]

[illegible]

六日 [illegible]

七日 [illegible]

八日 [illegible]

九日 [illegible]

十日 [illegible]

十一日 [illegible]

十二日 [illegible]

十三日 [illegible]

十四日 [illegible]

十五日 [illegible]

十六日 [illegible]

十七日 [illegible]

十八日 [illegible]

十九日 [illegible]

二十日 [illegible]

二十一日 [illegible]

二十二日 [illegible]

二十三日 [illegible]

二十四日 [illegible]

二十五日 [illegible]

二十六日 [illegible]

二十七日 [illegible]

二十八日 [illegible]

二十九日 [illegible]

三十日 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

二日　癸巳晴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

七日 戊午 晴

一 牧野佐渡守殿巳刻ゟ参
内 唐御門ゟ 御車寄ゟ
伺 参内小御門伴ニ而伺公之
小御所大御所人御返答相済候而
菓子 雑子焼 吸物 硯蓋
雑子御盃 土器肴 二返
伺 参内御相伴 中務卿宮
右御相伴ニ而 退出ニ而 御礼ニ伺
内之雲ゟ退出 右之者共唐御門迄 小御所江御中門ゟ
御殿御前ゟ伺 参候之遣
以来ハ初而被ゟ 御車寄代
主宮御通り 公卿方も御礼之
中ニ武家 御通り御所へ被入候
被進御使中ニ直ニ 御表
同前出家人数出家人者右僧ハ伺
公家衆御目見之殿 右衆相済
ハ於長橋御局人 御返答
二條之説明 御帰 於天江中
長橋殿 御局人御口上
相済之 御返事 参衆ハ
御門ゟ 新宰相中将殿
平松殿 御表ニ罷出候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

九日 庚申 晴

一御所 年中御退も服紗

一御祈法 陰陽人 去年

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

二月朔日壬午雨

一上使大炊頭傷寒於養蓮院
御所之由御服下之新園
面大納言殿卒去之由饗應有之
於門前入西園寺
大納言殿相伴退
禁裏御者一折下之次
御服之儀
太政官被行之事
上使

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

八日 己巳 晴陰気

一御所にて御屏風絵
有りて儀謹(?)源氏(?)の
安御立法依て記之

一[illegible]
[illegible]

九日 庚寅 雨降

一来る[illegible] 二荷段
[illegible] 手引(?)[illegible]

一[illegible]

十日 辛卯 晴

一義菜 [illegible]
上様へ 二把

[illegible] 二把 [illegible]
例年[illegible]

一御所に於て 手[illegible]
[illegible] 地獄の絵 二巻

一義村[illegible]
[illegible]

十一日 壬辰 晴

一 御所方年中行事御屏風
小屏風弐双ニ住吉探幽三尺
照高院宮様御成被遊候ニ付
八ツ時又二御所方ゟ
土佐相談候 御衛士 絵
師迄申来ル様ニ申来ル 同様
中書院宮様御殿ゟ申来ル
候由申来ル

一 御所御殿御修理之 御材木
代々吟味仕候 庭小松植
替之事ニて 物数寄候
垣 御書付之儀ニ付 達ニ付
ニ付 御庭垣ゟ 塀
普請御修理之事御殿 并
御所御修理 御材木 御取
壊 松之垣 垣ニ天地之木
庭ニ 石等 戸も 取々せ候而
右之件 槻ナ打候
申来ル

十二日 癸巳 晴 夜ニ入雨風吹

一 御所方よりとの 御使
秋迎当て 来 智積院

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十七日 戊戌 成雨

一 [illegible]

一 [illegible]

十八日 己亥 [illegible]

一 [illegible]

十九日 庚子 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

十一日壬寅晴

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

一 [illegible]

二日 壬子 [illegible]

一 中井[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十六日 丙辰 雨 [illegible]

一 石川[illegible]

一 石川[illegible]

[illegible]

十七日 丁巳 晴 風[illegible]

一 石川[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

八日 戊午 晴

一 石川[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

九日 己未 晴 雨[illegible]

一 石川[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十八日 戊辰

一 晴 石清水行幸供奉

一 今日行幸供奉 平七

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 晴 石清水行幸供奉

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 晴 石清水行幸供奉

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 晴 石清水行幸供奉

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

一 白張 六

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

石赤飯一重ニ十七
一裸人形貌　因幡集人
かき太二寸
右赤飯一重
一笠志唐こうり也如命　冥元桂
少年布袋
右赤飯一重
一武者人形二寸宗　辻正勝
右赤飯一重
一狩ゝ　岩雅雨
少年亂
右赤飯一重
一大王人形貌　浦田隆貴
右赤飯一重
一二番三人形　山科宗勝
右番目鍋鞍ゝ　ゝゝ家飯
一重ゝ
一狩ゝ　材重左衛門
右赤飯一重
一宝ゝ人形　吉右衛門
鍋ゝ家　同重ゝ
右赤飯一重
一無人人形　伊藤造酒仕
右赤飯一重
一宝ゝ人形　角鍋平庄
右赤飯一重

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

大蔵卿[illegible]

[illegible]

二月 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

三月 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

二月三日 新調御帳 御修理殿 菊亭殿
御局より仕ニ畢セ被下候事
四日 渡御帳
九日 御納戸方去年迄ハ新方
月々へ参り上ル 又今度も
二方ゟ御通り参り申事
十二日 上賀茂社 [illegible]前へ参り
新井と殿人相並テ通
十八日 新御殿之御番 御番所ニ而
当番中井ニ而申付候 御礼
一 [illegible] 渡辺大膳 [illegible]
伝奏衆ゟ被仰付
三月
三日 [illegible]月立始 御渡候事
十一日 [illegible]の木 伐せ申事
十三日 大工仕 御使ニ 被下
以て [illegible] 御渡候
廿日 松ノ内 [illegible]
廿三日 [illegible]之外 [illegible]
廿五日 [illegible]人 被仰付
西[illegible]御所 [illegible]
三月十六日 中宮御所 中井ニ而
[illegible]
十八日 [illegible]
十二日 新御殿 [illegible] 柱立
廿二日 辻 [illegible]
[illegible]
四日 [illegible]
[illegible]
四月朔日 [illegible] 勤仕
二日 [illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

三月 參 丙雨

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

之候ニ付 右之通申遣候処
之趣ヲ以御承知候由申遣
三宝三具 右品御頼ニ付 被相
候ニ付 右御申ニ付[illegible]
一 三ヶ所 稲荷 申ニ付 [illegible]
右之通申遣 明十二日
右御届 [illegible]
一 からし [illegible] 相渡
様ニ申遣候

十二日 壬戌 雨

一 御所 市正殿 御祥忌
御用 罷出 候 [illegible]
一 来ル十五日 新嘗 上様ニ
御初 中ノ使 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 所 [illegible]
右 [illegible] 中使
右 [illegible] 中使
二 [illegible] 上使
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用